

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：佐賀県
農業委員会名：小城市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

単位:ha						
	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	3150	354				3500
経営耕地面積	2973	215	35	220		3188
遊休農地面積	21	77	57	20		98
農地台帳面積	3246	523				3769

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	801	農業就業者数	983	認定農業者	221
自給的農家数	263	女性	469	基本構想水準到達者	55
販売農家数	538	40代以下	147	認定新規就農者	17
主業農家数	209	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	
準主業農家数	108			集落営農経営	39
副業的農家数	221			特定農業団体	
				集落営農組織	39

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

任期满了年月日 R 2 年 7 月 1 9 日			
	農業委員		地区数
	定数	実数	
農業委員数	14	13	
認定農業者	—	7	
認定農業者に準ずる者	—		
女性	—	1	
40代以下	—		
中立委員	—	1	

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	25	24	4

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3500 ha	3023 ha	86.4%
課 題	・管内の水田面積のほとんどが、認定農業者及び集落営農組織に集積された状況となっているが、各々の経営農地は地域内で分散しているので、利用権の交換を推進し、中心となる経営体への農地の面的集積を促進するなどして、農作業の効率化を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1 ha (うち新規集積面積 1 ha)
	目標設定の考え方:新規集積面積を1haとする。
活動計画	・管内の水田面積のほとんどが、認定農業者及び法人組織や任意組織である集落営農組織に集積された状況となっているが、各々の経営農地は地域内で分散しているので、利用権の交換を推進し、認定農業者や集落営農組織への農地の面的集積を推進するなど、農作業の効率化を図る。 ・農地のあっせん(売買・貸借)により、担い手への農地の面的集積を進める。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H29年度新規参入者数	H30年度新規参入者数	H31年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	H29年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積	H31年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	0 ha	0 ha
課 題	農業経営を行うには、ハウスの建設や農業の知識とノウハウ・農業機械を持っていない、資金面でも厳しいものがあるため参入が難しい面がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	1 ha
活動計画	年に1回 新規就農を目指す人対象に農地取得等に関する説明会をおこなう。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅳ 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3598 ha	98 ha	2.7%
課 題	・管内の遊休農地は、みかんや米の価格下落により、中山間部の営農条件が悪く農業経営の採算がとれなくなったほ場に多く発生しており、平坦部の条件がよいほ場にはほとんど発生していない状況にある。農業従事者の高齢化などで、中山間部では新たな遊休農地の発生が懸念される中、再生利用を図るのも難しい状況である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 1 ha 目標設定の考え方:H20年度から取り組んでいる耕作放棄地再生事業での解消実績を参考に目標を設定した。			
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		38 人		9月頃	9月～10月
		調査方法	・重点地域の設定や地区担当の農業委員を定める。 ・農地情報システムを活用し、目視等による利用状況の確認を行う。		
	農地の利用意向調査	実施時期		調査結果取りまとめ時期	
		11月		12月～3月	
	その他				

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

Ⅴ 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3500 ha	0ha
課 題	・新たに違反転用を確認した場合は、状況を速やかに把握し、解消していく必要があるが、農地法の改正により罰則が強化されたことなど、違反転用がおきないようにもっと周知徹底していく必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	農地の転用には許可が必要であることを、市報やHPを利用して周知徹底を図る。また農業委員による随時巡回及び毎年実施する農地利用状況調査と合わせて農地パトロールを行う。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入